

医療の質向上のための体制整備事業
事業実施団体 公募要領

令和8年2月

厚生労働省医政局総務課

医療の質向上のための体制整備事業実施団体公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が医療の質向上のための体制整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、医療の質向上のための体制整備事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和8年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行うものである。採択・執行に当たっては、国会での令和8年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得るものである。

2. 事業の目的

医療の質向上のための具体的な取組の共有、医療の質指標等の標準化、医療の質指標等の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

3. 事業内容

別添実施要綱の3による

4. 事業の実施主体

公募により採択された団体

5. 事業の期間（予定）

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和9年3月31日まで

6. 事業実施に係る留意点

協議会運営のために、各病院団体等の意見を、専門的知見を踏まえ、中立的かつ適切に調整できる事務局体制を整えるものとする。

7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年 厚生省
労働省 令第6号）の規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

本事業の補助金については、28,270千円を基準額（上限額）として交付するものとし、対象とする経費は、「3.事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費を予定している。

また、補助金の交付時期については、原則、当該年度の事業完了後（令和9年3月31日以降）の精算払いとする。

8. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

9. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「令和8年度医療の質向上のための体制整備事業応募申込書」（別添1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「令和8年度医療の質向上のための体制整備事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目（用紙サイズはA4とし、①～④の様式は任意とする）】

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））
- ③ 医療の質向上のための協議会の設置・運営計画
- ④ 医療の質向上のための事務局の設置・運営計画
- ⑤ 事業に係る費用積算（別添2）・・・類似様式でも可

(2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

- ① 提出期間 令和8年2月26日(木)から令和8年3月9日(月) ※消印有効
- ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課保健医療係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「令和8年度医療の質向上のための体制整備事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課

(担当：三戸・本橋(予算関係)、間中・竹野(技術関係))

TEL：03-5253-1111 (内線 4459、4456、2513、4098)

FAX：03-3501-2048

※ 問い合わせは、平日の午前10時から午後5時

(午後0時15分～午後1時15分を除く)とする。

- ③ 提出書類及び部数

ア 令和8年度医療の質向上のための体制整備事業応募申込書・・・1部

イ 令和8年度医療の質向上のための体制整備事業企画書・・・15部

ウ 団体経歴(概要)、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・5部

エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定等を証する書類を有する場合、次のいずれかの写し・・・1部

a. 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書 ※労働時間の基準を満たすものに限る。

b. 次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書

c. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書

10. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局総務課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「令和8年度医療の質向上のための体制整備事業評価委員会」において、提出された企画書等の評価(非公開)を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。(その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。)